

阿見町に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化

建設工事の申請受付に際しては、経営事項審査基準日時点で、社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）への加入を要件とします（法令等に基づき適用を除外されている者は除く。）。

2 法定外労災保険加入の要件化

本町においては、法定外労災保険の加入を要件としません。

3 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

ただし、格付を行うのは、土木一式、建築一式の2業種に限ります。

また、格付、総合評定値及び完成工事高については、申請時のままで名簿の有効期間の満了の日まで固定とします。

4 名簿の有効期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

5 名簿の公表方法等

有資格者名簿につきましては、閲覧（阿見町管財課執務室）及びインターネット（阿見町ホームページ）で公表します。

6 個別書類について

共通書類と共に、個別書類として以下の書類を各1部提出してください。

書類名	摘 要
個別書類チェック表	個別書類の表紙とすること。
阿見町内の営業所等の状況調書	阿見町に納税義務のある営業所等がある場合に添付すること。

7 問い合わせ先

阿見町 総務部 管財課 契約検査係

〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目一番一号

電話 029-888-1111 内線262・715

E-mail : kanzaika-ofc@town.ami.lg.jp